

取組内容 水害ハザードマップの作成・周知

令和4年度

- 中小河川※の浸水想定区域図を水害ハザードマップに追加（5月～）
- 市役所・各区役所などで周知・配架

令和5年度

- 令和5年12月に安威川の浸水想定が更新されたことを受けて、既存の水害ハザードマップに差込版として新たな浸水想定区域図を追加した。（令和6年3月～）
- 市役所・各区役所などで周知・配架

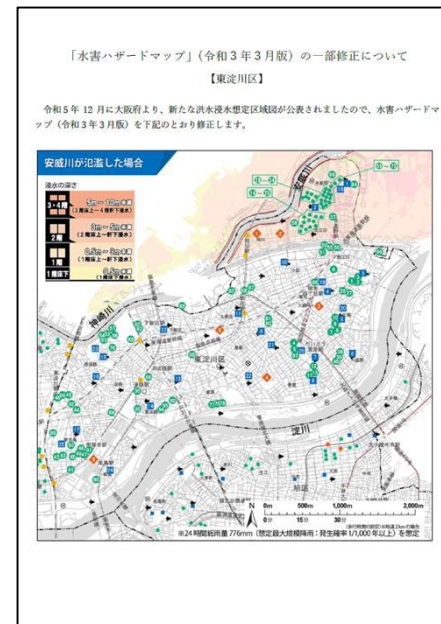
令和6年度以降

- 市役所・各区役所などで周知・配架
- 市が出展するイベント等で周知・配架
（震災対策技術展、もしもFES等）

(水害ハザードマップ)



(水害ハザードマップ差込版)



取組内容 避難所受付システムの導入について

従来は紙でしていた避難所受付を、避難者の方がお手持ちのスマートフォンからすることで受付をスムーズにするもの。また、どの避難所にどのくらいの数の方が逃げてきているのか管理しやすくする狙いがあり、導入を実施。

入所

避難所受付システム 操作説明

- 01 2次元コードをスマホで読み込みます。
右側にある2次元コードもカメラで読み取り入力画面へ移動することができます。
- 02 「届着する」にチェックを入れます。
届着とは、個人情報は、避難者の把握や名簿作成に使用します。
- 03 住所を入力します。
入所日は自動で表示されます。豊中市内か豊中市外かを選択し、住所を入力します。
- 04 被害状況、世帯主の電話番号を入力します。
全壊、半壊、一部倒壊、床・土壌水、床下漏水、全焼、半焼かを選びます。詳細は、その他欄に記載します。
世帯主の電話番号を入力します。
- 05 避難者の個人情報を入力します。
名前(姓)が必須で入力します。
生年月日を入力します。
※例：19790205_加藤アキラが選択可能+性別を選択します。
2人目以降は、「家族を増やすボタン」を押してください。(10人まで登録可能)

- 06 避難者の個人の情報を入力します。
「要支援・要介護」に該当する方は、要支援1～要介護5を選択します。
「精神手帳、療育手帳、身体障害者手帳」をお持ちの方はそれぞれ選択します。
「障害種別」には、障害の程度などを詳しく記入します。
その他には、避難所での配慮事項などを記入します。
- 07 避難者情報の公開の可否を選択します。
親族や友人が訪ねてきた場合に、情報を公開しても良い場合は「同意する」後、公開をたくない場合は、「同意しない」を選択してください。
最後に、「入力内容を確認する」を押してください。

退所

- 01 2次元コードをスマホで読み込みます。
右側にある2次元コードもカメラで読み取り入力画面へ移動することができます。
- 02 世帯主の電話番号を入力します。
退所日は、自動で表示されます。電話番号は、個人電話番号ではなく「世帯主」の電話番号を必ず入力してください。
- 03 避難者の個人の情報を入力します。
名前(姓)が必須で入力します。
生年月日を入力します。
退所後の生活様式を「自宅」「知人宅」「親戚宅」「市内」など9項目から選択します。
最後に、「入力内容を確認する」を押してください。
※2人目以降は、「家族を増やすボタン」を押してください。

登録画面で確認後、変更がなければ、「登録する」を押下します。変更がある場合は、「編集に戻る」を押下します。

メリット

- 紙での管理ではなく、データ上で管理できるので人数把握が容易になった。(各避難所からの定期報告の手間削減)
- 避難所に入るための受付で待機する時間が大幅に短縮された

避難所受付システム管理画面

■ 必要に応じて、最新の状況や推移を確認します

2025/4/27 12時時点

開設避難所数	開設 フェーズ1	世帯数	ベット	要支援・要介護
12	0	699	9	5
	開設 フェーズ2	避難者数(自宅避難者を除く)	自宅避難者数	精神手帳
	0	1340	159	1
	開設 所			身体障害者手帳
	0			1
				療育手帳
				1

最新状況が確認できます

表示されている項目で絞り込みができます
絞り込みたい値をクリックします

表示する期間の初期設定は2日間ですが変更可能です

グラフの更新は1時間ごとに行われます

確認前には、ブラウザの更新ボタン をクリックしてから確認ください

取組内容

- ①内水ハザードマップの作成
- ②洪水ハザードマップ、防災マップ等の更新
- ③防災ブックの改訂

それぞれの取組

①内水ハザードマップ作成

- ・吹田市の雨水出水浸水想定区域の指定に伴い「内水ハザードマップ」を作成。
- ・原則として、洪水ハザードマップの洪水浸水想定区域を雨水出水浸水想定区域に置き換えたものとした。

②洪水ハザードマップ、防災マップの更新

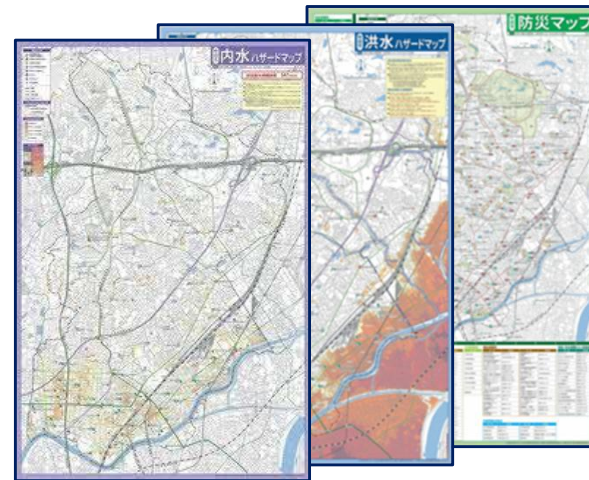
- 安威川ダムの供用開始による洪水浸水想定区域図が更新されたことに伴い「洪水ハザードマップ」を更新。
市内の災害時に有用な施設や道路状況などの情報を更新し、「防災マップ」へ反映。

③防災ブックの改訂

- 防災知識編、マップ編で構成されている防災啓発の冊子で、防災知識編においては新しい情報として「令和6年能登半島地震の教訓」、「在宅避難の取り組み方」などのトピックスの追加や各情報の時点更新を行い、マップ編においては「内水ハザードマップ」を新たに追加しました。印刷製本は20,000部。

周知方法

- 市報にて周知し、ホームページ、防災ブックにて公開
防災ブックは、以前全戸配布を実施しており、転入者等への配布を継続することで、全戸配布の状況を継続している



ハザードマップ すべて水防法に基づいたものに
洪水・内水HM内に土砂災害警戒区域を記載



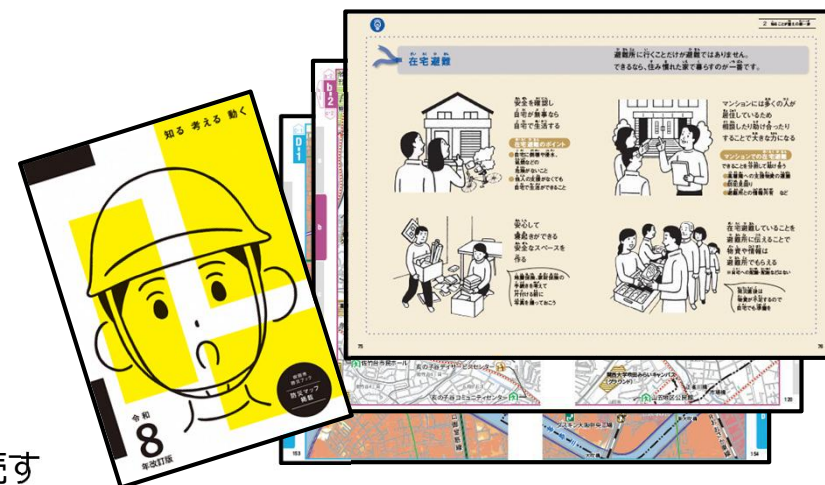
ハザードマップ



防災マップ



防災ブック



防災ブック A5サイズ 199ページ (前回より増ページ増)

取組内容

①水防体制の強化に関する事項

水防に関する広報の充実（水防団員確保に係る取組）

- ・団員募集ポスター及びマスコットキャラクターの作成

当組合が加盟する淀川・大和川右岸水防事務組合連合会と大阪市立デザイン教育研究所水防団に関する認知度向上等を図ることを目的に連携協定を締結し、令和7年度において水防団募集ポスター及び水防団マスコットキャラクターを作成。今後の水防団の認知度向上及び水防団員募集活動に活用していく。



団員募集
ポスター



水防団マスコット
キャラクター
ビーボ君

取組内容

①水防体制の強化に関する事項 水防関係者間での連携、協力に関する検討
・水防関係者（大阪府西大阪治水事務所、大阪港湾局、警察署、消防署、区役所）と水防団員が共同し水門・防潮鉄扉・樋門の開閉操作及び無線通信の訓練を実施

令和7年度水樋門鉄扉操作訓練（令和7年6月25日実施）



取組内容

大阪府教育センターで大阪府内の高校教師を対象にした気象に関する研修を実施
 大阪市内の小中学校で理科特別授業を実施

**大阪府内の高校教師を対象にした気象に関する研修
 を実施（R7.7.23）**

- 本研修は、大阪府教育センターの依頼で大阪府内の高等学校及び支援学校（高等部）の教員を対象としたものであり、実習と講義を実施しました。（参加教員 20名）
- 実習は簡易日射計の製作と日射量の測定を含めた気象測器の説明、観測データをもとにした天気図作成と天気予報の2つ、講義は防災気象情報の活用について解説しました。
- 気象測器の説明では転倒ます型雨量計について興味を示され、説明後に質問を受け、休憩時にも質問されたり、写真を撮影されていました。
- 講義では気象庁ホームページを紹介しながら説明しました。気象庁ホームページの見方に苦慮されていた方が一部いましたが、ほとんどの方がスムーズに閲覧されていました。苦慮されていた方には当台職員が個別にフォローして対応しました。



当台職員による研修の様子

**大阪市内の小中学校で理科特別授業を実施
 （R7.9.8）**

- 大阪府教育委員会が実施している理科特別授業の一環で小学5年生を対象に「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」のDVDを使った防災授業を実施しました。
- 前半は、雲の種類や積乱雲について解説し、その後、急な大雨や雷・竜巻が近づき危ない場面に遭遇する動画の視聴、児童によるワークシートの記入作業を行いました。途中の休憩時間に実験道具を配り、雲を作る実験を体験してもらいました。
- 後半は、児童によるワークシートの解答の発表、取るべき行動を解説した動画を視聴した後、復習を兼ねてワークシートの解答の解説を行い、最後に振り返りを行いました。



（左）動画視聴後の児童によるワークシート記入作業の様子
 （右）児童によるワークシートの解答の発表の様子

水防法及び土砂法に基づく要配慮者利用施設の 避難確保計画作成・避難訓練実施状況

1 背景・経過

平成21年7月 山口豪雨災害

・土石流により特別養護老人ホームの入所者7名が犠牲

平成28年8月 相次ぐ台風による豪雨災害

・北海道、東北地方で中小河川氾濫の多発、岩手県小本川において、グループホームで逃げ遅れにより9名が犠牲

平成29年6月 『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正

・要配慮者利用施設における**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化**

令和2年7月 豪雨災害

・熊本県南部を襲った豪雨により球磨川が氾濫し、特別養護老人ホームの入所者14名が犠牲

令和3年7月 『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正

・「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）」の施行による改正

⇒要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための**避難訓練の報告義務化**

⇒避難確保計画及び避難訓練の報告に対し、**市町村長による助言・勧告が可能に**



山口県防府市
(ライフケア高砂)



岩手県岩泉町
(楽ん楽ん)



熊本県球磨村
(千寿園)

3 進捗状況（詳細 別紙参照）

■大阪府内の計画作成、訓練実施状況（※令和7年4月1日～9月30日）

○洪水浸水想定区域	避難確保計画作成済み	98%	避難訓練実施率※	9%
○土砂災害警戒区域	避難確保計画作成済み	93%	避難訓練実施率※	36%

4 要配慮者利用施設の避難訓練に係る講習会（支援）

協力）淀川/大和川河川事務所・大阪管区気象台・大阪府

○これまでは訓練実施の依頼等にとどまっていたものの、忙しい・人手が無いといった声を踏まえ、令和7年度は**能勢町・藤井寺市・東大阪市・門真市・枚方市**にて、**施設管理者向け**に避難訓練に関する講演、意見交換(ワークショップ)を実施

講演状況



ワークショップ

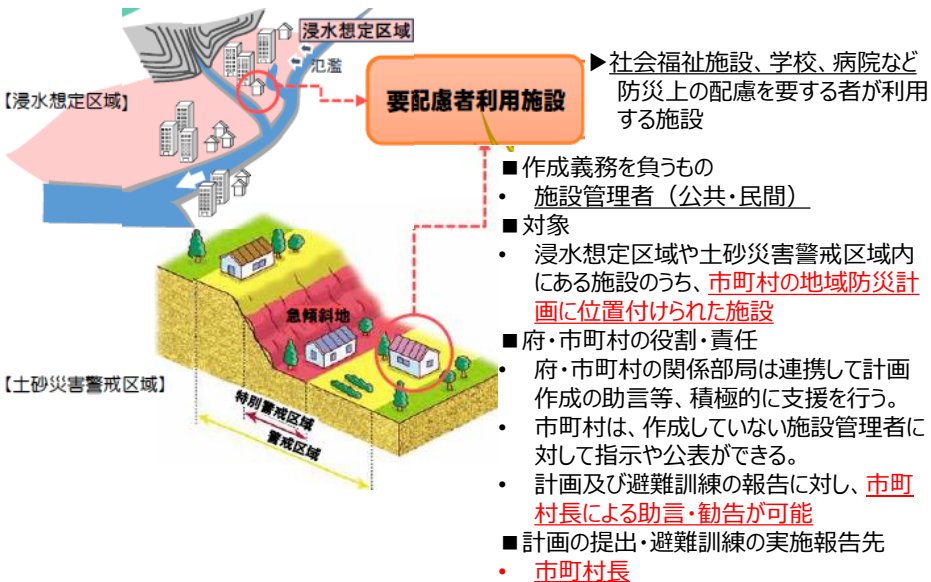


【主な意見】

- 消防などの訓練は実施していたが、洪水に関する訓練は知らなかった
- 訓練実施していても、市に報告する事を知らなかった
- 中々、職員数が少ないので、利用者を含めた実地訓練は難しいが、まずは施設職員での訓練は今後、実施報告したいと思う など

引き続き、施設管理者に対し、**避難訓練の実施及び訓練結果の報告について周知・依頼**をお願いします
依頼文書の適時送付と併せて、電話連絡など複数の対応で取組の促進をお願いします

2 法令の概要



水防法及び土砂法に基づく要配慮者利用施設の 避難確保計画作成・避難訓練実施状況

水防法及び土砂法に基づく 避難確保計画作成・避難訓練実施状況

令和8年3月末時点

市町村別	対象施設数※	計画作成済み	未作成施設	作成率	地域別	水防法(洪水浸水想定区域)										水防法(高潮浸水想定区域)										土砂法(土砂災害警戒区域)									
						避難確保計画					避難訓練 (R7.4.1~R8.3.31)					避難確保計画					避難訓練 (R7.4.1~R8.3.31)					避難確保計画					避難訓練 (R7.4.1~R8.3.31)				
						計画作成		作成率			訓練実施		実施率			計画作成		作成率			訓練実施		実施率			計画作成		作成率			訓練実施		実施率		
						済み	市町村別	地域別	済み	市町村別	地域別	済み	市町村別	地域別	済み	市町村別	地域別	済み	市町村別	地域別	済み	市町村別	地域別	済み	市町村別	地域別	済み	市町村別	地域別	済み	市町村別	地域別	済み	市町村別	地域別
大阪市	11,792	11,792	0	100.0%	100.0%	7,020	7,020	100%	100%	688	10%	10%	4,772	4,772	100%	100%	303	6%	6%	0	0	-	-	0	0	-	-	11	11	100%	11	100%	-	-	
能勢町	12	12	0	100.0%	97.9%	1	1	100%	100%	1	100%	10%	0	0	-	-	0	-	-	11	11	100%	100%	1	100%	100%	11	11	100%	11	100%	-	-		
豊能町	4	4	0	100.0%		0	0	-	-	0	-	-	0	0	-	-	0	-	-	4	4	100%	100%	1	25%	100%	1	25%	100%	1	25%	100%	1	25%	
池田市	95	95	0	100.0%		75	75	100%	99%	75	100%	60%	0	0	-	-	0	-	-	20	20	100%	100%	20	100%	100%	20	100%	100%	20	100%	100%	20	100%	
箕面市	25	14	11	56.0%		5	4	80%	100%	2	40%	10%	0	0	-	-	0	-	-	20	10	50%	50%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	
豊中市	428	427	1	99.8%	99.6%	238	237	100%	100%	114	48%	18%	186	186	100%	100%	74	40%	40%	4	4	100%	100%	1	25%	100%	1	25%	100%	1	25%	100%	1	25%	
茨木市	358	353	5	98.6%		355	350	99%	99%	109	31%	18%	0	0	-	-	0	-	-	3	3	100%	100%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	
高槻市	503	503	0	100.0%		468	468	100%	100%	69	15%	18%	0	0	-	-	0	-	-	35	35	100%	100%	8	23%	100%	8	23%	100%	8	23%	100%	8	23%	
島本町	36	36	0	100.0%		27	27	100%	100%	1	4%	18%	0	0	-	-	0	-	-	9	9	100%	100%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	
吹田市	345	345	0	100.0%	97.4%	236	236	100%	100%	26	11%	42%	108	108	100%	100%	8	7%	7%	1	1	100%	100%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	
摂津市	75	75	0	100.0%		75	75	100%	100%	6	8%	42%	0	0	-	-	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0		
枚方市	414	385	29	93.0%		384	355	92%	92%	142	37%	42%	0	0	-	-	0	-	-	30	30	100%	100%	10	33%	100%	10	33%	100%	10	33%	100%	10	33%	
交野市	55	51	4	92.7%		33	29	88%	88%	23	70%	42%	0	0	-	-	0	-	-	22	22	100%	100%	6	27%	100%	6	27%	100%	6	27%	100%	6	27%	
寝屋川市	255	255	0	100.0%	97.4%	254	254	100%	97%	204	80%	42%	0	0	-	-	0	-	-	1	1	100%	100%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	
守口市	232	232	0	100.0%		232	232	100%	97%	25	11%	42%	0	0	-	-	0	-	-	0	0	-	-	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	
門真市	364	364	0	100.0%		364	364	100%	97%	80	22%	42%	0	0	-	-	0	-	-	0	0	-	-	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	
四條畷市	82	76	6	92.7%		77	72	94%	94%	55	71%	42%	0	0	-	-	0	-	-	5	4	80%	80%	4	80%	100%	4	80%	100%	4	80%	100%	4	80%	
大東市	105	105	0	100.0%	97.4%	95	95	100%	97%	74	78%	61%	0	0	-	-	0	-	-	10	10	100%	100%	10	100%	100%	10	100%	100%	10	100%	100%	10	100%	
東大阪市	1,337	1,286	51	96.2%		1,234	1,183	96%	96%	744	60%	61%	0	0	-	-	0	-	-	103	103	100%	100%	79	77%	100%	79	77%	100%	79	77%	100%	79	77%	
八尾市	543	542	1	99.8%		518	518	100%	100%	287	55%	61%	0	0	-	-	0	-	-	25	24	96%	96%	16	64%	100%	16	64%	100%	16	64%	100%	16	64%	
柏原市	99	99	0	100.0%		80	80	100%	100%	80	100%	61%	0	0	-	-	0	-	-	19	19	100%	100%	19	100%	100%	19	100%	100%	19	100%	100%	19	100%	
松原市	104	104	0	100.0%	95.3%	104	104	100%	95%	85	82%	59%	0	0	-	-	0	-	-	0	0	-	-	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	
羽曳野市	87	80	7	92.0%		87	80	92%	92%	49	56%	59%	0	0	-	-	0	-	-	0	0	-	-	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	
藤井寺市	47	47	0	100.0%		47	47	100%	100%	25	53%	59%	0	0	-	-	0	-	-	0	0	-	-	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	
太子町	4	4	0	100.0%		0	0	-	-	0	-	59%	0	0	-	-	0	-	-	4	4	100%	100%	4	100%	100%	4	100%	100%	4	100%	100%	4	100%	
河南町	0	0	0	-	93.8%	0	0	-	95%	0	-	59%	0	0	-	-	0	-	-	0	0	-	-	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	
千早赤阪村	3	1	2	33.3%		3	1	33%	33%	0	0%	7%	0	0	-	-	0	-	-	0	0	-	-	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	
富田林市	38	30	8	78.9%		30	22	73%	73%	30	100%	7%	0	0	-	-	0	-	-	8	8	100%	100%	4	50%	100%	4	50%	100%	4	50%	100%	4	50%	
大坂狭山市	9	9	0	100.0%		8	8	100%	100%	7	88%	7%	0	0	-	-	0	-	-	1	1	100%	100%	1	100%	100%	1	100%	100%	1	100%	100%	1	100%	
河内長野市	88	87	1	98.9%	93.8%	51	50	98%	95%	0	0%	7%	0	0	-	-	0	-	-	37	37	100%	100%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	
堺市	762	747	15	98.0%		430	422	98%	98%	28	7%	7%	320	313	98%	98%	18	6%	6%	12	12	100%	100%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	
和泉市	86	82	4	95.3%		82	79	96%	96%	18	22%	7%	2	2	100%	100%	0	0%	0%	2	1	50%	50%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	
高石市	183	117	66	63.9%		93	61	66%	66%	9	10%	7%	90	56	62%	62%	6	7%	7%	0	0	-	-	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	
泉大津市	285	285	0	100.0%	73.6%	185	185	100%	95%	5	3%	7%	100	100	100%	100%	1	1%	1%	0	0	-	-	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	
忠岡町	61	61	0	100.0%		52	52	100%	100%	0	0%	7%	9	9	100%	100%	0	0%	0%	0	0	-	-	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	
岸和田市	154	111	43	72.1%		102	76	75%	75%	19	19%	14%	49	33	67%	67%	10	20%	20%	3	2	67%	67%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	
貝塚市	32	32	0	100.0%		11	11	100%	100%	0	0%	14%	18	18	100%	100%	1	6%	6%	3	3	100%	100%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	
細取町	19	4	15	21.1%	73.6%	19	4	21%	71%	4	21%	14%	0	0	-	-	0	-	-	0	0	-	-	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	
泉佐野市	38	38	0	100.0%		15	15	100%	100%	2	13%	14%	16	16	100%	100%	8	8	100%	7	7	100%	100%	5	71%	100%	5	71%	100%	5	71%	100%	5	71%	
田原町	24	17	7	70.8%		16	9	56%	56%	4	25%	14%	8	8	100%	100%	0	0%	0%	0	0	-	-	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	
泉南市	76	55	21	72.4%		43	32	74%	74%	0	0%	14%	31	21	68%	68%	0	0%	0%	2	2	100%	100%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	
阪南市	31	31	0	100.0%	73.6%	14	14	100%	100%	0	0%	14%	13	13	100%	100%	0	0%	0%	4	4	100%	100%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	100%	0	0%	

『河川施設の点検結果』を公表しています（令和8年3月更新）

河川施設点検の概要

河川施設点検結果の概要

(1) 『身近な河川施設の状況をご確認ください。』

- 大阪府では、堤防や護岸等の河川施設の定期点検や必要に応じて緊急点検を実施し、施設の損傷状況を把握することにより、適切な維持管理に努めています。
- 地域の皆さんにも、身近な河川施設の状況を知って頂くために、「河川施設の点検結果」を公表しています。（河川施設点検結果一覧）
- 今回、河川施設の定期点検を実施いたしましたので、その結果とこれまでの公表箇所の対応状況も含めてとりまとめましたので公表します。

(2) 『点検結果（要注意箇所等）への対応』

- 「要注意箇所」とは、河川や砂防施設に損傷がみられ、そのまま放置しておくとならば人家等に影響を及ぼす可能性がある箇所です。
- 「要注意箇所」の内、特に損傷が著しい箇所は「緊急対応実施箇所」とし、次期出水期までに（5月末までに）応急的な対応を完了し、その後更に必要な対策を実施する等適切に対処します。
- 「要注意箇所」については、必要に応じ詳細な調査や応急的な対応を実施し、補修方法等の検討を行い概ね3年を目途に順次対策を実施します。

(3) 『お願い（地域防災力の向上を目指して）』

- 大阪府では緊急対応実施箇所、要注意箇所とも必要な対策を終えるまでの間、パトロール等を通じ損傷状況の把握を行うとともに、必要に応じ適切な措置を講じるなど、不測の事態に備えます。
- もし、地域住民の皆さんが、身近な河川や砂防施設の異常を発見された場合には、管轄の事務所にお知らせください。
- 大阪府は、市町村と連携し、**地域の皆さんと一緒に地域防災力の向上**に取り組めます。

参考：損傷箇所の事例

護岸損傷



帯工・水叩工損傷



河川砂防施設点検結果一覧

令和7年度の点検では、新たに発見された緊急対応実施箇所及び要注意箇所はありませんでした。

令和8年3月末時点

地域	所管する河川砂防施設	点検結果	縦覧場所
豊能地域	豊中市、池田市、箕面市、能勢町、豊能町に存するもの（西大阪治水事務所※1所管を除く。）	要注意箇所・緊急対応実施箇所はありません。	池田土木事務所 河川室（大阪市中央区 大手前3-2-12別館4階） Tel：072-752-4111 Tel：06-6944-9306
三島地域	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町に存するもの（西大阪治水事務所※1所管を除く。糸田川及び安威川は大阪市に存する部分を含む。）	要注意箇所・緊急対応実施箇所はありません。	茨木土木事務所 （茨木市中穂積1-3-43） Tel：072-627-1121

北河内地域	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市に存するもの（寝屋川水系改修工営所※2所管を除く）	要注意箇所・緊急対応実施箇所はありません。		枚方土木事務所 （枚方市大垣内町2-15-1） Tel：072-844-1331
中河内地域	八尾市、柏原市、東大阪市に存するもの（寝屋川水系改修工営所※2所管を除く）	要注意箇所・緊急対応実施箇所はありません。		八尾土木事務所 （八尾市荘内町2-1-36） Tel：072-994-1515
南河内地域	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村に存するもの（東除川は、大阪市及び堺市に、西除川・平尾小川は堺市に存する部分を含む。）	要注意箇所・緊急対応実施箇所はありません。		富田林土木事務所 （富田林市寿町2-6-1） Tel：0721-25-1131
泉北地域	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町に存するもの	一覧表（PDF：34KB）	箇所図（PDF：4,067KB）	鳳土木事務所 （堺市西区鳳東町4-390-1） Tel：072-273-0123
泉南地域	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町に存するもの	要注意箇所・緊急対応実施箇所はありません。		岸和田土木事務所 （岸和田市野田町3-13-2） Tel：072-439-3601
大阪市域	神崎川、左門殿川、中島川、西島川、旧淀川（安治川・堂島川・大川）、土佐堀川、木津川、尻無川、正蓮寺川、六軒家川、中島川左岸から神崎川右岸までの防潮堤の存する区域	要注意箇所・緊急対応実施箇所はありません。		西大阪治水事務所 （大阪市西区江之子島2-1-64） Tel：06-6541-7771
寝屋川流域	寝屋川(京阪電気鉄道株式会社京阪本線萱島橋の下流端から下流の部分に限る。)、恩智川(近畿日本鉄道株式会社信貴線鉄橋下流端から下流の部分に限る。)、第二寝屋川、平野川(府道大阪中央環状線橋梁下流端から下流の部分に限る。)、平野川分水路、古川	要注意箇所・緊急対応実施箇所はありません。		寝屋川水系改修工営所 （大阪市城東区東中浜4-6-35） Tel：06-6962-7661

河川の対象は大阪府が管理する一級河川及び二級河川

このページの作成所属

都市整備部河川室河川環境課環境整備グループ

大阪府庁

法人番号：4000020270008

本庁 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
代表電話番号 06-6941-0351

咲洲庁舎 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16
代表電話番号 06-6941-0351

令和8年度 発注予定工事（4月公表分） < 4月1日発注予定 >

所属：西大阪治水事務所

資料10-1

No	所属 (執行機関)	名称		場所		種別	規模	案件概要	発注時期	期間
		路河川地区等名	案件名	市区町村名	地名					
353	西大阪治水事務所	一級河川 尻無川	浚渫工事（R8尻無川水門）	大阪市大正区	泉尾七丁目地内 外	浚渫	★-3	浚渫工 一式	第2四半期	4ヶ月
355	西大阪治水事務所	一級河川 六軒家川	外 河床掘削工事	大阪市此花区	春日出南二丁目地内 外	浚渫	★-2	河川掘削工 一式	第2四半期	6ヶ月
356	西大阪治水事務所	一級河川 神崎川	河床掘削工事R8-2（神洲橋下流）	豊中市	大島町三丁目地内 外	浚渫	★-2	河床掘削工 一式	第1四半期	7ヶ月
357	西大阪治水事務所	一級河川 神崎川	河床切下げ対策工事R8-1（神洲橋下流右岸）	豊中市	大島町三丁目地内 外	土木一式	★-2	地盤改良工 一式	第1四半期	10ヶ月
358	西大阪治水事務所	一級河川 神崎川	河床切下げ対策工事R8-2（神洲橋下流右岸）	豊中市	大島町三丁目地内 外	土木一式	★-2	地盤改良工 一式	第2四半期	8ヶ月
360	西大阪治水事務所	一級河川 西島川	浚渫工事R8（出来島水門下流）	大阪市西淀川区	出来島三丁目地内 外	浚渫	★-3	浚渫工 一式	第2四半期	6ヶ月
361	西大阪治水事務所	一級河川 神崎川	浚渫工事R8（三国橋上流）	大阪市淀川区	三国一丁目地内 外	浚渫	★-2	浚渫工 一式	第2四半期	8ヶ月
362	西大阪治水事務所	一級河川 安治川（旧淀川）	新水門機械設備工事	大阪市此花区	西九条七丁目地内 外	プラント機械設備	☆	銅板製ローラゲート 2門、補機設備一式、製作・据付・調整 一式	第2四半期	84ヶ月

令和8年度 発注予定工事（4月公表分） < 4月1日発注予定 >

所属：寝屋川水系改修工営所

資料10-2

No	所属 (執行機関)	名称		場所		種別	規模	案件概要	発注時期	期間
		路河川地区等名	案件名	市区町村名	地名					
369	寝屋川水系改修工営所	一級河川 寝屋川	加納元町調節池築造工事（深野取水施設工）	東大阪市	元町二丁目地内	土木一式	★-1	取水施設工 一式	第1四半期	24ヶ月
373	寝屋川水系改修工営所	一級河川 平野川	外 浚渫工事（R8・R9 城見橋上流）	大阪市城東区	中浜一丁目地内 外	浚渫	★-3	浚渫工 一式	第3四半期	7ヶ月
374	寝屋川水系改修工営所	一級河川 恩智川	外 浚渫工事（R8・R9 御供田北橋上下流）	大東市	幸町地内 外	浚渫	★-2	浚渫工 一式	第3四半期	7ヶ月
375	寝屋川水系改修工営所	一級河川 第二寝屋川	外 浚渫工事（R8・R9 五百石大橋上流）	東大阪市	御厨東一丁目地内 外	浚渫	★-2	浚渫工 一式	第3四半期	7ヶ月

【本編】

- **水防法及び気象業務法の法改正に伴う、防災気象情報の体系整理に関する追記**
 - ✓ **新たな防災気象情報に伴う、名称の変更等(第5章)**
 - 注意報・警報等の情報名に、避難行動に直結するレベル表記が付記。
 - 「警戒レベル4相当」の情報として、「レベル4危険警報」が新設。
 - 洪水注意報・警報が廃止。レベル5氾濫特別警報の新設など。
 - ✓ **氾濫通報制度の新設に伴う、氾濫発生水位の設定**
 - 河川等の氾濫発生・氾濫切迫時における河川管理者等による通報が開始。(第10章)
 - 氾濫発生水位を記載(第5章第4節)
- **洪水浸水想定区域・内水浸水想定区域の指定状況を更新(第17章)**
- **関係法令等改正(水防法・気象業務法その他関連法令、大阪府水防協議会条例)**

【資料編】

- **各種付表を最新版に更新**
 - ✓ 重要水防区域図(第1表)、ため池水防区域一覧(第2表)
 - ✓ 防潮扉箇所一覧(第5表)、主要貯水施設一覧表(第7表)
 - ✓ 水防資器材、水防要員表(第11表)、水位観測所の量水標の有無(第16表)
- **異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準を最新版に更新(第2図)**
- **府所有緊急自動車一覧表を最新版に更新(第5図)**
- **水防操作協定等等を現時点版に更新(水門操作協定書等)**

【本編】

➤ 水防法及び気象業務法の法改正に伴う、防災気象情報の体系整理に関する追記

✓ 新たな防災気象情報に伴う、名称の変更等(第5章)

- 注意報・警報等の情報名に、避難行動に直結するレベル表記が付記。(赤下線)
- 「警戒レベル4相当」の情報として、「レベル4危険警報」が新設(青色塗りつぶし)
- 洪水注意報・警報が廃止。レベル5氾濫特別警報の新設など

令和8年5月まで

種 類		発表される 注意報・警報	発 表 基 準
水防活動の利用に 適合するもの	一般の利用に 適合するもの		
水防活動用 気象警報	気象警報	<u>大雨警報</u> (注2)	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には別紙1の条件に該当する場合である。
	気象特別警報	<u>大雨特別警報</u> (注4)	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

令和8年6月から

(警報以上)

種 類		発 表 基 準
水防活動の利用に適合するもの	一般の利用に適合するもの	
水防活動用 気象警報	<u>レベル3大雨警報</u>	大雨により重大な浸水害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には別紙1-1のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合である。
	<u>レベル4 大雨危険警報</u>	大雨により重大な浸水害が発生するおそれが大きいと予想される場合で、具体的には別紙1-3の対象格子において別紙1-1のレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合である。
	<u>レベル5 大雨特別警報</u>	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合で、具体的には別紙1-1のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くことが予想される場合である。

【本編】

➤ 水防法及び気象業務法の法改正に伴う、防災気象情報の体系整理に関する追記

✓ 新たな防災気象情報に伴う、名称の変更等(第5章)

- 注意報・警報等の情報名に、避難行動に直結するレベル表記が付記
- 「警戒レベル4相当」の情報として、「レベル4危険警報」が新設
- **洪水注意報・警報が廃止。レベル5氾濫特別警報の新設など**

令和8年5月まで

第3節 国土交通省直轄河川の洪水予報

近畿地方整備局と大阪管区気象台は共同して洪水予報実施要領に基づき次の注意報及び警報の発表を行うものとする。また、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の洪水予報を発表する。それらの発表文例は、資料編の様式4-1~5号のとおりである。なお、連絡様式等は資料編の国土交通省直轄河川洪水予報実施要領を参照。

種 類	基 準
淀川、大和川下流、猪名川、桂川下流、木津川下流 氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき。
淀川、大和川下流、猪名川、桂川下流、木津川下流 氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。
淀川、大和川下流、猪名川、桂川下流、木津川下流 氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が見込まれるとき。
淀川、大和川下流、猪名川、桂川下流、木津川下流 氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき。

第3節 国土交通省直轄河川の洪水予報 令和8年6月から

近畿地方整備局と大阪管区気象台は共同して洪水予報実施要領に基づき次の注意報及び警報の発表を行うものとする。また、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の洪水予報を発表する。それらの発表文例は、資料編の様式4-1~5号のとおりである。なお、連絡様式等は資料編の国土交通省直轄河川洪水予報実施要領を参照。

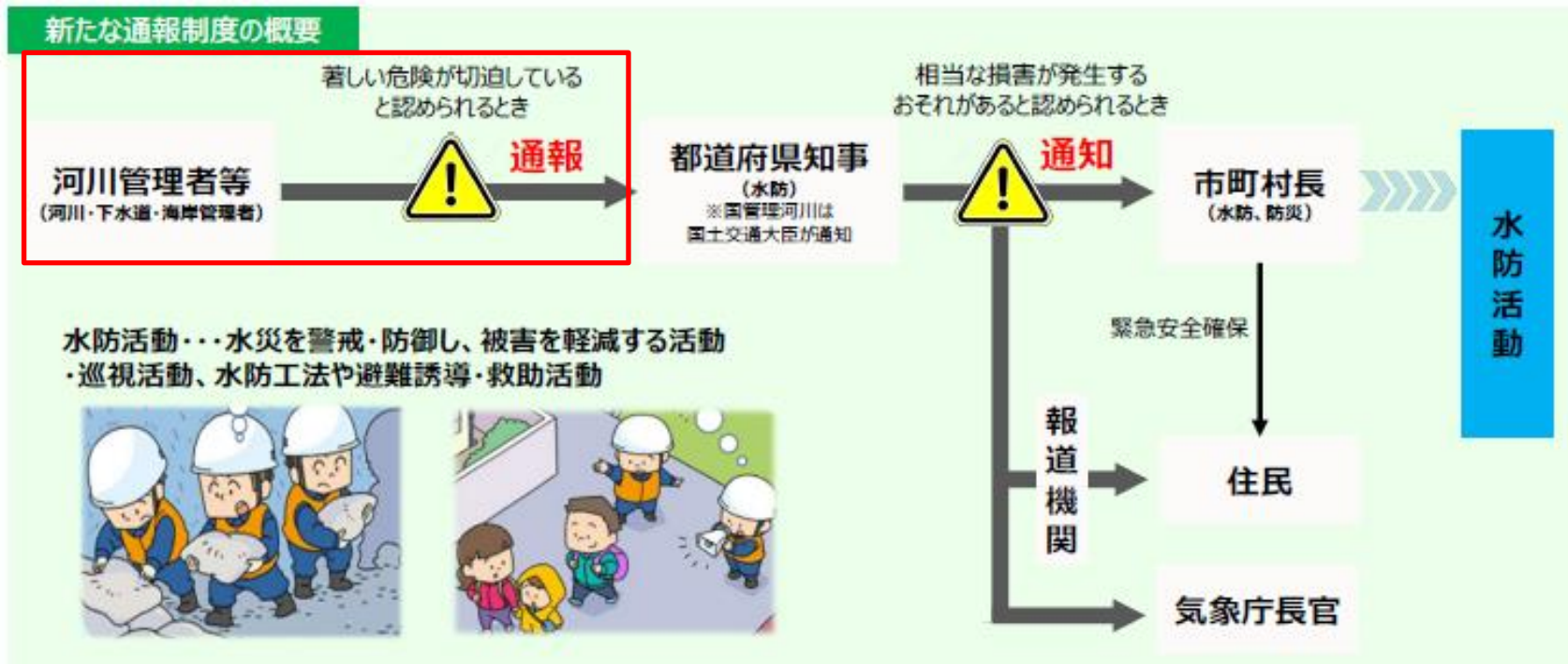
情 報 名	基 準
淀川、大和川下流、猪名川、桂川下流、木津川下流 レベル2 氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき。
淀川、大和川下流、猪名川、桂川下流、木津川下流 レベル3 氾濫警報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。
淀川、大和川下流、猪名川、桂川下流、木津川下流 レベル4 氾濫危険警報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が見込まれるとき。
淀川、大和川下流、猪名川、桂川下流、木津川下流 レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報	氾濫が発生または氾濫発生水位に到達したとき、氾濫が継続しているとき。 ※レベル5 氾濫発生情報は、レベル5 氾濫特別警報と一体に発表。

【本編】

➤ 水防法及び気象業務法の法改正に伴う、防災気象情報の体系整理に関する追記

✓ 氾濫通報制度の新設に伴う、氾濫発生水位の設定

- 河川等の氾濫発生・氾濫切迫時における河川管理者等による通報が開始。(第10章)
- 氾濫発生水位を記載(第5章第4節)



3. 氾濫・決壊・漏水等の通報の内容

第10章の3の記載内容

(1)、(2)の氾濫・決壊・漏水等の通報は、別添資料「氾濫・決壊・漏水等の通報にかかる運用指針」を踏まえ、次に示す基準及び対象施設・区域に対して行うこととする。なお、水災による被災の危険があるにもかかわらず巡視等の実施を行うなど、河川管理者に網羅的な把握を行うことを求めるものではないこととする。

令和8年度 大阪府水防計画 改定概要【本編】

✓ 氾濫通報制度の新設に伴う、氾濫発生水位の設定

- 河川等の氾濫発生・氾濫切迫時における河川管理者等による通報が開始(第10章)
- 氾濫発生水位を記載(第5章第4節)

1. 対象河川 ※表の各水位は寝屋川流域においては、大阪湾最低潮位 [O.P.]、それ以外は量水標水位を示す。

発表単位	河川名		延長(km)	基準点	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	氾濫発生水位(m)
神崎川・安威川	神崎川	安威川合流点から旧猪名川合流点	8.3	三国	3.80	4.85	5.00	5.82
	安威川	茨木市安威三丁目地先長ヶ橋下流端から神崎川合流点	15.6	千歳橋	3.25	4.25	4.55	4.91
寝屋川流域※	寝屋川	寝屋川市平池町地先桜木水門下流端から旧淀川合流点	16.0	京橋	3.00	3.20	3.30	4.40
				寝屋川治水緑地	4.20	5.35	5.45	6.45
	第二寝屋川	恩智川分派点から寝屋川合流点	11.6	昭明橋	3.40	4.40	4.55	5.00
	恩智川	柏原市大泉三丁目地先大泉橋下流端から寝屋川合流点	15.5	住道	3.90	4.40	4.70	5.40
				恩智川治水緑地	7.05	7.20	7.35	7.60
	平野川	大和川分派点から第二寝屋川合流点	17.4	剣橋	3.30	4.00	4.15	4.50
				太子橋	9.76	10.90	11.00	11.50
	平野川分水路	平野川分派点から寝屋川合流点	6.7	今里大橋	3.30	3.40	3.50	4.85
古川	守口市大久保町五丁目地先から寝屋川合流点	7.4	桑才	3.20	3.30	3.40	3.80	
楠根川	八尾市西山本町一丁目地先近鉄鉄橋下流端から第二寝屋川合流点	3.2	萱振大橋	6.74	8.00	8.05	8.45	
石川	石川	河内長野市高向地先町井大橋下流端から大和川合流点	18.5	玉手橋	3.90	4.60	4.80	5.58
				金剛大橋	2.00	2.20	2.40	2.54
大津川・榎尾川	大津川	牛滝川、榎尾川合流点から海	2.6	川中橋	1.75	1.90	2.20	3.34
	榎尾川	父鬼川合流点から大津川合流点	15.1					
牛滝川	牛滝川	岸和田市稲葉町地先稲葉橋下流端から大津川合流点	7.3	山直橋	1.25	2.20	2.30	2.77

第1章総則の文言

2.2. 氾濫発生水位（氾濫開始水位）
 洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位（堤防天端高（又は背後地盤高））をいう。市町村長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位である。これまでの「氾濫する可能性のある水位」の名称を変更したものである。

【本編】

➤ 洪水浸水想定区域・内水浸水想定区域の指定状況を更新(第17章)

①「第17章第1節 洪水浸水想定区域の指定状況」に、R7年度に指定された市管理河川を追加

市管理河川

水系名	河川名	浸水想定区域 指定年月日	想定 最大	浸水想定区域 公表HPアドレス	関係市町村
淀川	東横堀川	R8.3.25	○	https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000675084.html	大阪市
大和川	狭間川	R7.9.9	○	https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/doro/doboku/kasensuiro/shinsouzu.html	堺市
内川	内川	R7.9.9	○		
	土居川	R7.9.9	○		
	内川放水路	R7.9.9	○		

②「第17章第2節 内水浸水想定区域の指定状況」に、R7年度に指定された24市町を追加

市町村名	浸水想定区域指 定年月日	市町村名	浸水想定区域指 定年月日
箕面市	R8.3.31	柏原市	R7.8.18
池田市	R8.3.31	藤井寺市	R8.3.31
豊中市	R6.4.1	羽曳野市	R8.3.1
豊能町	R7.3.27	富田林市	R6.7.1
吹田市	R8.2.26	河内長野市	R6.8.21
茨木市	R7.5.23	太子町	R7.4.1
摂津市	R7.1.22	河南町	R7.9.4
島本町	R7.5.30	高石市	R8.2.5
枚方市	R8.3.31	泉大津市	R8.1.20
寝屋川市	R8.3.19	岸和田市	R8.2.6
門真市	R8.3.1	貝塚市	R8.1.5
四條畷市	R7.4.8	阪南市	R8.3.31
大東市	R7.5.16	東大阪市	R7.10.1
交野市	R7.4.18	八尾市	R7.6.20

【本編】

➤ 関係法令等改正(水防法・気象業務法その他関連法令、大阪府水防協議会条例)

①水防法・気象業務法が令和7年12月に法改正されたことに伴う、水防法及び気象業務法の改定

1. 水 防 法

(昭和24年6月4日法律第193号)

最終改正：令和7年12月12日法律第86号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

2. 気象業務法 [抄]

(昭和27年6月2日法律第165号)

最終改正：令和7年12月12日法律第86号

目次

第一章 総則 (第一条—第三条)

第二章 観測 (第四条—第十二条)

第三章 予報及び警報 (第十三条—第二十四条)

第三章の二 気象予報士 (第二十四条の二—第二十四条の二十七)

第三章の三 民間気象業務支援センター (第二十四条の二十八—第二十四条の三十三)

②大阪府附属機関条例における報酬額の改定に伴う、大阪府水防協議会条例における報酬の改定

4. 大阪府水防協議会条例

本府議会の議決を経て水防法第8条第1項の規定に基づく大阪府水防協議会条例を次のように定める。

平成12年3月31日

大阪府知事 齊藤房江

大阪府条例第37号

大阪府水防協議会条例

最終改正：令和8年3月二十九日条例第5号

(幹事)

第五条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(報酬)

第六条 委員の報酬の額は日額一万八千円とし、幹事の報酬の額は日額一万五千二百円とする。

2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

➤ **各種付表を最新版に更新**

✓ 重要水防区域図(第1表)、ため池水防区域(第2表)

✓ 防潮扉箇所一覧(第5表)、主要貯水施設一覧表(第7表)

✓ 水防資器材、水防要員表(第11表)、水位観測所の量水標の有無(第16表)

➤ **異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準を最新版に更新(第2図)**

➤ **府所有緊急自動車一覧表を最新版に更新(第5図)**

➤ **水防操作協定等を現時点版に更新(水門操作協定書等)**

おおさかタイムライン防災プロジェクト



タイムラインとは

流域治水の一環である「逃げる」施策は、災害時には重要な事項の1つであり、これまでも推し進めてきたところ。タイムラインもその1つで、大規模な災害から住民の命を守り、被害を最小化することを目的に防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して防災行動とその実施主体を時系列に整理したものである。

プロジェクトの概要

大阪府では、タイムラインを以下の3つに分類し、先行取り組み（リーディングプロジェクト）を実施。これらの先行事例をモデルとして、洪水や土砂災害、高潮災害など様々なハザードを対象に、国や市町村と連携し大阪府全域にタイムラインの作成と活用を拡げていく、「おおさかタイムライン防災プロジェクト」を進めている。

広域タイムライン 5/5地域 <寝屋川流域、神崎川・安威川流域、南河内地域、大津川流域、大阪湾（泉州）高潮>
比較的大きな流域を対象として、行政機関に加え、ライフライン事業者、鉄道事業者など多くの防災機関の防災行動を記載したもの。国や府が主体となって関係する防災機関とともに作成。

市町村タイムライン 42/43市町村

一つの市町村を対象として、市町村の各部署の防災行動を記載したもの。市町村の各部署が参画し、作成。

コミュニティ（地域）タイムライン 28市町村、202地区

自治会などの小さな区域を対象として、住民や自主防災組織などが行う防災行動を記載したもの。市町村と地域住民がリスクコミュニケーションを図りながら作成。

（マイタイムライン）3つのタイムラインを進めるとともに、特にコミュニティタイムライン作成済みの地域については、国の推進する“マイタイムライン”についても関係部局と協力の上、推進していく。

課題と対応

タイムライン分類	課題	対応
広域	<ul style="list-style-type: none"> タイムラインを活用した訓練の実施 タイムラインの改善 	<ul style="list-style-type: none"> 全てのタイムラインで訓練を実施 実際の水害対応を踏まえ、改善を実施
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 全市町村でのタイムライン作成 タイムラインの活用、改善 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村への作成の働きかけ、支援 実際の水害時の活用、ふりかえり、改善を実施
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> 地区数が多く作成が十分に進んでいない 地域のモチベーションや担い手不足 優先的に作成の対象とするリスク（土砂・洪水）の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 事例集の活用等により横展開 イベントや訓練等での周知、講師等の派遣支援 地区単位ハザードマップ作成済地域での作成促進

これまでの取組

キックオフ

平成29年3月
おおさかタイムライン防災プロジェクトシンポジウム



神崎川流域

令和3年9月策定・運用開始
実績：4回 ※訓練未実施

リーディングプロジェクト

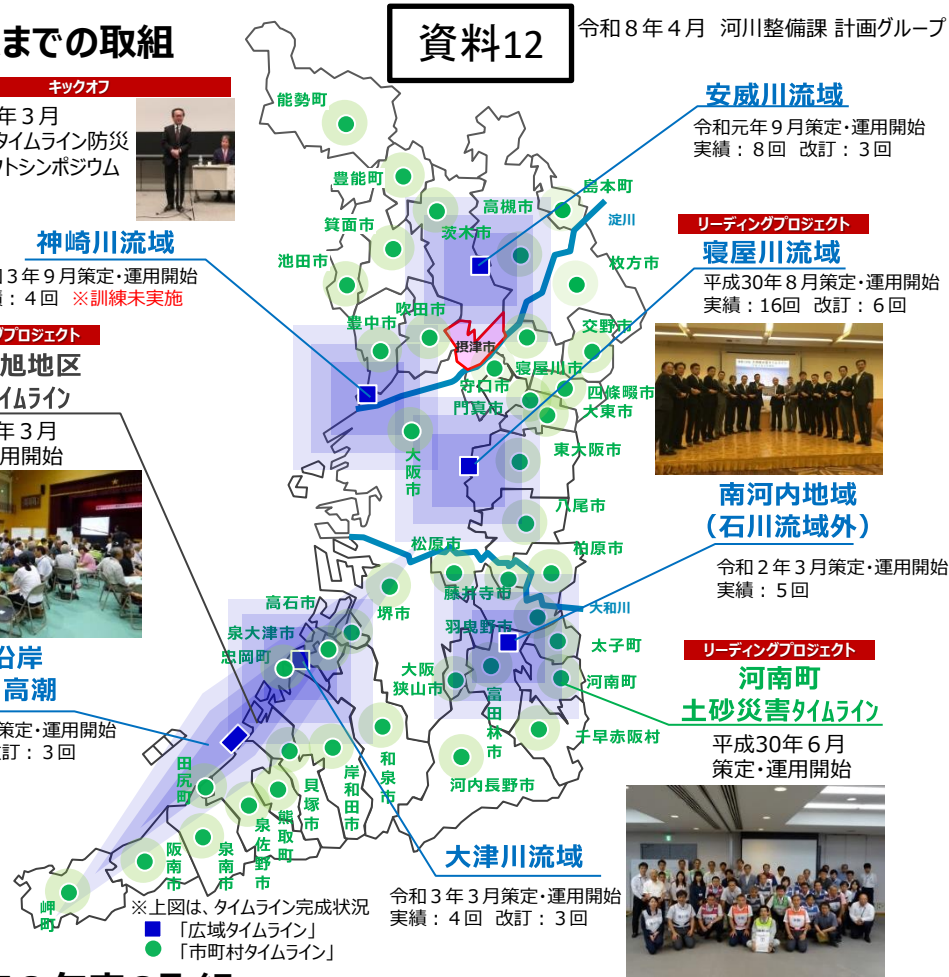
貝塚市旭地区 高潮タイムライン

平成29年3月
策定・運用開始



大阪湾沿岸（泉州）高潮

令和2年8月策定・運用開始
実績：9回 改訂：3回



資料12

令和8年4月 河川整備課 計画グループ

安威川流域

令和元年9月策定・運用開始
実績：8回 改訂：3回

リーディングプロジェクト

寝屋川流域

平成30年8月策定・運用開始
実績：16回 改訂：6回



南河内地域（石川流域外）

令和2年3月策定・運用開始
実績：5回

リーディングプロジェクト

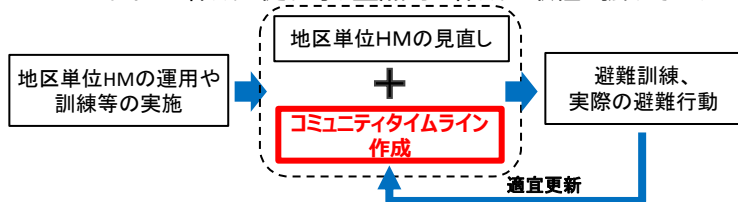
河南町 土砂災害タイムライン

平成30年6月
策定・運用開始



令和8年度の取組

<広域タイムライン> 訓練未実施の1流域において訓練を実施/振り返り・改善を実施
<市町村タイムライン> 未作成1市の早期完成/策定済みの市町村は振り返り・改善を実施
<コミュニティタイムライン> 未作成の市町における作成を目標とし、府は引き続き支援を実施
⇒土砂災害は、洪水と比較してリスクの範囲が限定されることから、**地域単位で避難計画を作成することが有効**
⇒**地区単位ハザードマップ（HM）作成済の地域**に対し、実際の運用や訓練を行った際にタイムラインの作成を促す等、**重点的に作成の取組を拡げていく。**



コミュニティタイムライン作成状況



令和8年度 大阪府の取組について

コミュニティタイムライン策定を支援する講習会

【課題】

- ・地域タイムライン作成支援の中心となる市町村の**防災担当職員の人員不足等**
- ・専門知識を有した方の意見を伺うことによる防災担当職員の説得力や意識向上

【講習会概要】

- 対 象：防災担当職員や地元自治会長等
- 講習内容（例）：
 - 講義）タイムライン(意義・効果／作成方法等) 1 時間
 - 流域治水/水害等リスク/防災気象情報/
 - 演習）グループ毎のタイムライン作成 2 時間

<令和7年度の取組み>

岸和田市内（R7.8.25）、大阪市内（R7.8.29）において、近畿建設協会の協力のもと、作成支援の講習会を実施



講習会の様子
(岸和田市内)



検討内容の発表・タイムライン作成

全市町村で1つのコミュニティタイムライン作成を促進

コミュニティタイムライン策定支援

★市町村の困りごとをヒアリング★

【策定に向け希望する支援】

- ・地域に配布できるひな形や説明資料の提供
- ・出前講座の支援
- ・地域TL作成に資する情報提供
- ・タイムライン作成にかかる経費支援 等々



◆動画やワークシート（ひな形）などをまとめた**DVD**を府内全市町村へ配布しています！



タイムラインの策定・見直し、住民への普及啓発を対象とした支援措置	
内容	・市町村によるタイムライン策定・見直しに要する経費 ・住民に対するタイムラインの普及啓発経費 ※東日本大震災を教訓として実施する地方単独事業の非償還経費に限る。
対象	地方公共団体
備考	令和7年度まで

消防庁
国民保護・防災部防災課長

◆ホームページから、だれでも視聴可能です！

■詳しくは、ホームページをご覧ください。

おおさか タイムライン で検索



◆コミュニティタイムライン総括表のひな形もダウンロード可能です！